

放課後児童健全育成事業について

厚生労働省 子ども家庭局 子育て支援課 健全育成推進室

児童健全育成専門官 阿南 健太郎

放課後児童健全育成事業について

令和4年度第1回 健全育成指導者養成研修（都道府県認定資格研修講師養成研修）資料

厚生労働省 子ども家庭局
子育て支援課 健全育成推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

子ども・子育て支援新制度における
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
の位置付け等について

子ども・子育て支援新制度のポイント



新制度は、

・待機児童の解消、小1の壁の打破

・子育て不安の解消

など、子どもや子育てを巡る諸課題を解決し、少子化の進行を食い止め、子どもを産み育てやすい社会の実現を目指す。

消費税率10%への引き上げにより確保する0.7兆円程度を含め、追加の恒久財源を確保し、子育て支援の質、量の両面にわたる拡充を図る。

新制度の取組は、市町村が中心となって進める。

(地域の子育て支援ニーズを把握し、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成し、計画的に整備)



3

子ども・子育て支援新制度の概要

市町村主体

子どものための教育・保育給付

認定こども園・幼稚園・保育所、小規模保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園 3～5歳

保育所 0～5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

児童手当等交付金

児童手当法等に基づく児童手当、特例給付の給付

子育てのための施設等利用給付

施設型給付を受けない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る支援

施設等利用費

施設型給付を受けない幼稚園

特別支援学校

預かり保育事業

認可外保育施設等

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

※認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象

地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じた子育て支援

- ①利用者支援事業
- ②延長保育事業
- ③実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑤放課後児童健全育成事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧・養育支援訪問事業
 - ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑨地域子育て支援拠点事業
- ⑩一時預かり事業
- ⑪病児保育事業
- ⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑬妊婦健診

仕事・子育て両立支援事業

仕事と子育ての両立支援

・企業主導型保育事業
⇒ 事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成）

・企業主導型ベビーシッターユーザー支援事業
⇒ 繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッターフォーマンスを利用できるよう支援

・中小企業子ども・子育て支援環境整備事業
⇒ くるみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業を支援

現物給付

手当月額 0～3歳未満 一律15,000円
3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円
中学校 一律10,000円
所得制限限度額以上 一律5,000円（特例給付）

4

地域子ども・子育て支援事業の概要について

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。(子ども・子育て支援法第59条)
- ・国及び都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。
- ・費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3
(利用者支援事業については、国2/3、都道府県・市町村それぞれ1/6、妊婦健診については交付税措置)

①利用者支援事業

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

②延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

③実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等、特定子ども・子育て支援に対して保護者が支払うべき食事の提供(副食の提供に限る)にかかる費用を助成する事業

④多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

⑤放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により屋間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭における養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な養育・保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))

5

⑦乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談を行う事業

⑧・養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師や助産師、保育士が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導や助言等により養育能力を向上させるための支援を行う事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を行う事業

⑨地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

⑩一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑪病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

⑫子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑬妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

6

子育てを社会全体で支える

●支援の量を拡充！

待機児童の解消をはじめ、必要とする全ての家庭が利用できる支援を目指す。

子どもの年齢や親の就労状況に応じた多様な支援を用意。保育や子育て支援の選択肢を増やす。

1人目はもちろん、2人目、3人目も安心して子育てできるように、保育の受け皿を増やす。



※保護者が戻間家庭にいない小学生の通う「放課後児童クラブ」や子どもが病気のときに預けられる「病児保育」などの支援も増やす。

●支援の質を向上！

子どもたちがより豊かに育っていくける支援を目指す。

(例)

幼稚園や保育所、認定こども園・
児童養護施設等の職員配置の改善

幼稚園や保育所、認定こども園・
児童養護施設等の職員の待遇改善

放課後児童クラブの充実

7

子ども・子育て支援の意義のポイント(基本指針)

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する关心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

8

「子ども・子育て支援新制度」に関する情報は内閣府のホームページへ

- <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/>

内閣府 子ども・子育て支援新制度

検索

- 内閣府子ども・子育て本部では SNSでも情報発信しています！

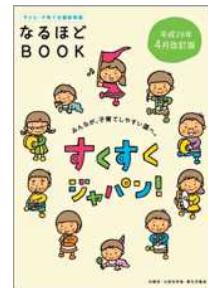
Facebook: <https://www.facebook.com/sukusuku.japan>

twitter: https://twitter.com/sukusuku_japan

Instagram: <https://www.instagram.com/sukusuku.japan>

- ホームページでは、例えばこんな資料を掲載しています。

- 制度の概要
- 「子ども・子育て支援新制度」なるほどBOOK
- 子ども・子育て会議の資料・議事録・動画
- 事業者向けFAQ
- 自治体向け情報(説明会資料、自治体向けFAQなど)
- 教育・保育施設等における事故報告集計 など



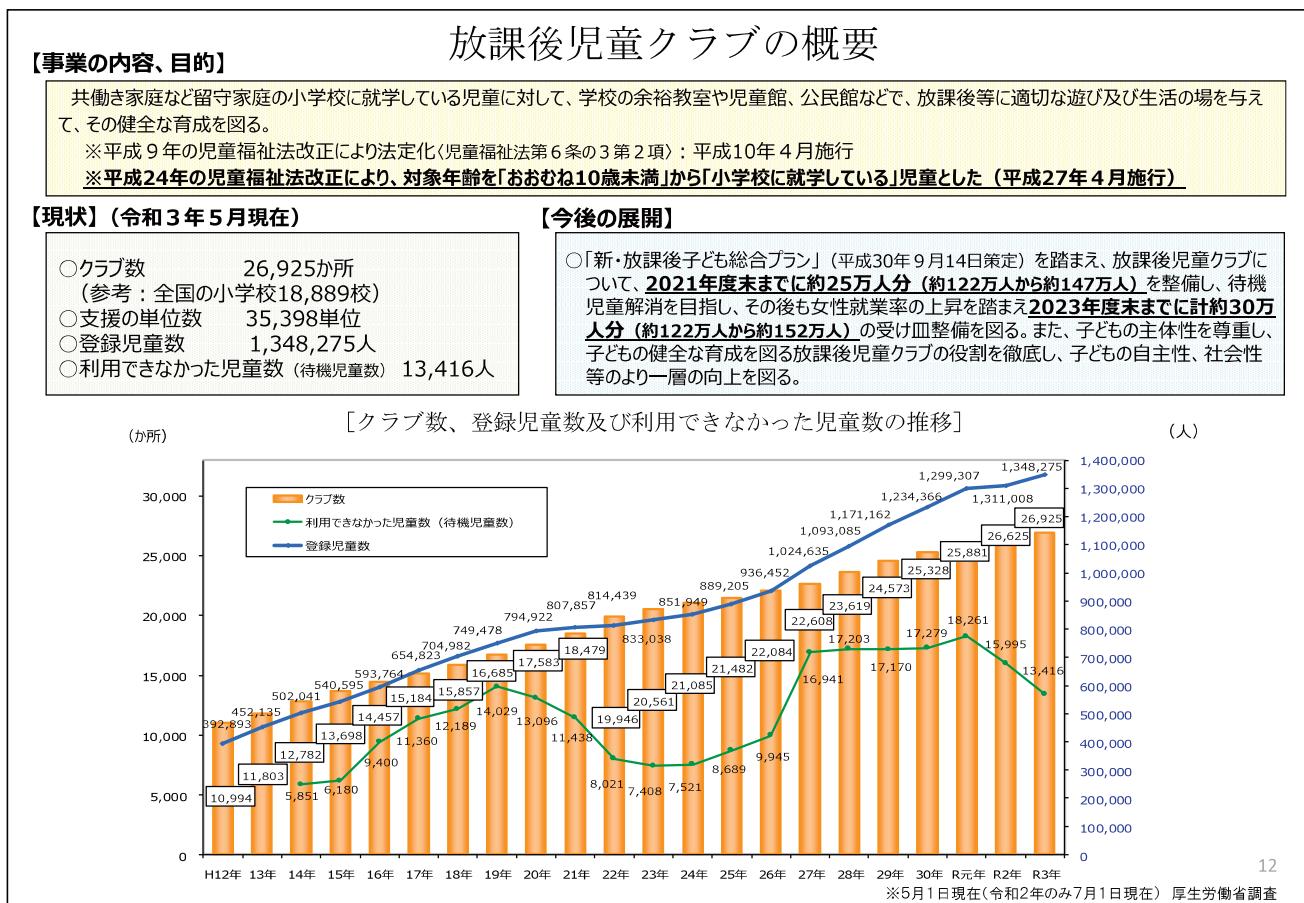
9

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の制度改正経緯①

年度（西暦）	主な動き・内容
昭和51年（1976年）	厚生省が「都市児童健全育成事業」を創設
平成2年（1990年）	1. 5.7ショック（平成元年の合計特殊出生率が昭和41年の丙午の年を下回る）
平成3年（1991年）	「都市児童健全育成事業」のメニュー事業として実施していた「児童育成クラブ」を「放課後児童対策事業」に組み替え
平成6年（1994年）	▶中央児童福祉審議会家庭児童健全育成対策部会が「法的位置付けも含め検討する」旨を意見具申 ▶「エンゼルプラン」（平成7年～16年）及び「緊急保育対策等5か年事業」（平成7年～11年）を策定 ・放課後児童クラブ 4,520カ所→9,000カ所
平成8年（1996年）	中央児童福祉審議会基本問題部会が法定化に向けての検討について中間報告
平成9年（1997年）	▶中央児童福祉審議会が「放課後児童健全育成事業」の法定化（位置付けの明確化）を答申 ▶児童福祉法の改正により、「放課後児童健全育成事業」を法定化（平成10年4月1日施行）
平成11年（1999年）	「新エンゼルプラン」を策定（平成12年～16年） ・放課後児童クラブ 9,000カ所→11,500カ所
平成16年（2004年）	「子ども・子育て応援プラン」を策定（平成17年～21年） ・15,133カ所→17,500カ所（全国の小学校区の約4分の3で実施）
平成19年（2007年）	「放課後児童クラブガイドライン」（局長通知）を策定
平成21年（2009年）	「子ども・子育てビジョン」を策定（平成22年～26年） ・81万人→111万人（平成29年度に40%（小学1～3年サービス提供割合）に達する潜在需要に対し、平成26年度までに32%のサービス提供割合を目指す）
平成22年（2010年）	子ども・子育て新システム検討会議を設置（少子化社会対策会議決定）
平成24年（2012年）	子ども・子育て関連3法成立
平成26年（2014年）	▶「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（省令基準）を策定 ▶市町村が国の省令基準に基づき、設備及び運営に関する条例を制定 ▶「放課後子ども総合プラン」を策定（平成31年度末までに、約30万人分を新たに整備） ▶「少子化社会対策大綱」を開議決定（目標：2019（平成31）年度末） ・放課後児童クラブ：122万人 ・放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数：解消をめざす ▶「放課後児童クラブ運営指針」を策定（局長通知）

10

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の制度改正経緯②	
年度（西暦）	主な動き・内容
平成27年（2015年）	子ども・子育て支援新制度施行
平成28年（2016年）	運営指針解説書策定
平成29年（2017年）	「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定） ・放課後児童健全育成事業（子ども・子育て支援法（平成24法65）59条5号及び児童福祉法6条の3第2項）に従事する者及びその員数（児童福祉法34条の8の2第2項）に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ※地方三団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会）から的地方分権提案
平成30年（2018年）	▶省令基準第10条改正（平成30年4月1日施行） →「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの」を追加 ※「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定） 放課後児童支援員の基礎資格等については、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとし、平成29年度中に省令改正をする。 ▶「新・放課後子ども総合プラン」を策定（2023年度末までに、約30万人分を新たに整備） ▶「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定） 放課後児童健全育成事業（6条の3第2項及び子ども・子育て支援法（平成24法65）59条5号）に従事する者及びその員数（34条の8の2第2項）に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参照すべき基準」とする。なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘査し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
平成31年／令和元年（2019年）	▶省令基準第10条改正（平成31年4月1日施行） →「放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。」 ※「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定） 放課後児童支援員認定資格研修の実施の事務・権限については、平成31年度から指定都市も実施できることとし、平成30年度中に省令を改正する。 ▶「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年6月7日公布） →事業の質を担保した上で、地域の実情を踏まえた対応が可能となるよう、市町村が条例を定めるに当たっては、事業に従事する者及びその員数についても基準省令を参照するものとする。 ▶「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（令和2年4月1日施行） ▶「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行について」（局長通知） ▶「放課後児童健全育成事業の質の確保及び向上に向けた取組の推進について」（課長通知）
令和2年（2020年）	▶省令基準第10条改正（令和2年4月1日施行） →「放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。」



放課後児童クラブの主な法改正事項

	新制度施行前	新制度施行後(平成27年4月~)												
対象児童 (児童福祉法第6条の3第2項)	おおむね10歳未満の留守家庭の小学生	留守家庭の小学生 ※保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知する。(衆/参・附帯決議)												
設備及び運営の基準 (法第34条の8の2)	特段の定めなし	国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 [従事する者及び員数...従うべき基準→参酌すべき基準(R2.4.1施行)] [施設、開所日数、時間など...参酌すべき基準]												
市町村の関与 (法第34条の8第2項)	開始後1ヶ月以内に事後の届け出など [届け出先:都道府県]	事業開始前の事前の届け出など [届け出先:市町村]												
市町村の情報収集 (法第21条の11)	子育て支援事業に関し、必要な情報の提供	子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供												
事業の実施の促進 (法第56条の7第2項)	特段の定めなし	市町村の公有財産(学校の余裕教室など) の貸付け等による事業の促進												
計画等 (子ども・子育て支援法第61条)	・「市町村行動計画」の策定。 ・総合的かつ効果的に次世代育成支援対策を推進する努力義務	・「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定 ・区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定 ・総合的かつ計画的に事業を実施する責務 ※地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。(参・附帯決議)												
費用負担割合	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="background-color: #d9e1f2;">事業主提出金 (国) 1/3</td> <td style="background-color: #e0f2e0;">事業主提出金 (都道府県) 1/3</td> <td style="background-color: #f2e0b7;">事業主提出金 (市町村) 1/3</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">保護者負担</td> <td></td> </tr> </table> <p>※総事業費の1/2程度を保護者負担と整理のうえ予算計上している。</p>	事業主提出金 (国) 1/3	事業主提出金 (都道府県) 1/3	事業主提出金 (市町村) 1/3	保護者負担			<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="background-color: #d9e1f2;">事業主提出金 (国) 1/3</td> <td style="background-color: #e0f2e0;">事業主提出金 (都道府県) 1/3</td> <td style="background-color: #f2e0b7;">事業主提出金 (市町村) 1/3</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">+ 保護者負担</td> <td style="text-align: center;">質の向上にかかる費用については、税制抜本改革による財源確保を前提(公費)</td> </tr> </table> <p>※質の改善(向上)にかかる費用について、事業主提出金は充当しない。 (平成24年3月2日少子化社会対策会議決定) ※放課後児童健全育成事業に従事する者の処遇改善に資するための施策について検討を加え、所要の措置を講ずる。(子ども・子育て支援法附則第2条第3項) ※子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るために安定財源の確保に努める。 (同法附則第3条) ※幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るために、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示す。(参・附帯決議)</p>	事業主提出金 (国) 1/3	事業主提出金 (都道府県) 1/3	事業主提出金 (市町村) 1/3	+ 保護者負担		質の向上にかかる費用については、税制抜本改革による財源確保を前提(公費)
事業主提出金 (国) 1/3	事業主提出金 (都道府県) 1/3	事業主提出金 (市町村) 1/3												
保護者負担														
事業主提出金 (国) 1/3	事業主提出金 (都道府県) 1/3	事業主提出金 (市町村) 1/3												
+ 保護者負担		質の向上にかかる費用については、税制抜本改革による財源確保を前提(公費)												

13

放課後児童クラブの設備運営基準について

- 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった
- このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号)を策定・公布した

<主な基準>

支援の目的(参酌すべき基準)(第5条)

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならぬ

設備(参酌すべき基準)(第9条)

- 専用区画(遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース)等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65m以上

職員(参酌すべき基準)(第10条)

- 放課後児童支援員(※)を、支援の単位ごとに2人以上配置(うち1人を除き、補助員の代替可)

※ 保育士、社会福祉士等(「児童の遊びを指導する者」の資格を基本)であつて、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が行う研修を修了した者

※ 令和元年度まで、「職員」は従うべき基準であったが、地方分権提案により、令和2年度より参酌すべき基準に改正

児童の集団の規模(参酌すべき基準)(第10条)

- 一の支援の単位を構成する児童の数(集団の規模)は、おおむね40人以下

開所日数(参酌すべき基準)(第18条)

- 原則1年につき250日以上

※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行なう者が定める

- 土、日、長期休業期間等(小学校の授業の休業日)
→ 原則1日につき8時間以上

- 平日(小学校授業の休業日以外の日)
→ 原則1日につき3時間以上

※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行なう者が定める

その他(参酌すべき基準)

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応など

14

2

放課後児童クラブと 放課後児童支援員認定資格研修について



放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドラインの概要

基本的考え方

〔「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」（平成27年5月21日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）〕

- 本ガイドラインは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事、指定都市市長、中核市市長が行う研修（以下「認定資格研修」という。）の円滑な実施に資するために策定するもの。
- 認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者等が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るために、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

研修内容等

事 項	主　　な　　内　　容
実施主体	都道府県、指定都市、中核市（都道府県、指定都市、中核市が認定資格研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に一部委託可）
実施内容	
定員	1回の研修の定員は、おおむね100名程度までを想定（認定資格研修の効果に支障が生じない限り、都道府県等の実情に応じておおむね100名程度を上回る定員の設定も可）。
研修項目・科目及び時間数等	研修項目・科目、研修時間数等は、別紙のとおり（講義及び演習を合わせて24時間）（都道府県等の実情に応じて研修科目等を追加しての実施も可）。授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるような工夫が必要。特に、講師の選定に当たっては、認定資格研修を適切に実施、指導できる者により行われるよう十分配慮する必要がある。
研修期間等	1回の研修の期間は、原則として2～3か月以内で実施（都道府県等の実情に応じて2期に分けて実施するなど6か月の範囲内での実施も可）。研修の時間帯及び曜日の設定については、都道府県等の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫が必要。
研修教材	放課後児童クラブ運営指針及び放課後児童クラブ運営指針解説書を使用。 これらに加え、研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なものを使用することも可能。

事項	主な内容
科目の一部免除	<p>既に取得している資格等に応じて、以下のとおり、研修科目の一部について免除が可能。</p> <p>① 基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者 「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達」、「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」（計4科目）</p> <p>② 基準第10条第3項第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者 「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」（計2科目）</p> <p>③ 基準第10条第3項第4号に規定する教諭となる資格を有する者 「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達」（計2科目）</p> <p>【免除の考え方】</p> <p>○基準第10条第3項に規定する保育士又は社会福祉士の資格を有する者、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者については、国が定めた公的な養成課程において必要な科目を履修し、一定の資質が担保されているということを前提として、認定資格研修で受講したと同等の基礎的な知識等を既に有していると認められる科目についてのみ免除を行うこととし、放課後児童支援員として必要な専門性に係る知識及び技能の習得に関する科目については免除の対象としない。</p>
既修了科目の取扱い	受講者が認定資格研修受講中に、他の都道府県等に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなし、認定資格研修を実施した都道府県等は、受講者に対し「一部科目修了証」の発行が可能。
修了評価	<p>研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、都道府県等は、例えば、1日単位でレポート又はチェックシートを提出させるなど、各受講者が放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認。</p> <p>受講者が提出するレポート又はチェックシートには、科目の履修又は認定資格研修全体を通じて学んだこと、理解したこと、今後役に立つと思われること、研修講師の評価などを記載してもらうことを想定しており、レポート又はチェックシート自体に理解度の評価(判定)を行って、科目履修の可否を決定することまでは想定していないことに留意。</p>

17

事項	主な内容
実施手続	
受講の申込み及び受講資格の確認	都道府県等は、受講希望者が受講の申込みをするに当たり、市区町村を経由させて、受講申込書を提出させることも可能。その際、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するかの確認(各種資格証や修了証明書、実務経験証明書の原本若しくはその写し等)を、市区町村と連携及び協力して円滑に実施。 なお、基準第10条第3項第9号に該当するかの確認は、当該市区町村が認定したことの証しを添付させるなどの方法により実施。
受講者本人の確認	都道府県等は、受講者本人であることの確認を併せて行うこととし、住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書等を提出又は提示させ、本人確認を実施。 なお、これらの確認を行うに際しては、受講希望者に対して、募集時等に必要な情報の周知が必要。
受講場所	原則として、現に放課後児童クラブに従事している者はその勤務地の都道府県等で、それ以外の者は現住所地の都道府県等で受講。
修了の認定・修了証の交付	都道府県等は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通様式による「放課後児童支援員認定資格研修修了証」[賞状形式及び携帯用形式]を都道府県知事名、指定都市市長名、中核市市長名で交付(委託は不可)。
認定等事務	
認定者名簿の作成	都道府県等は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等】を記載した「〇〇都道府県放課後児童支援員認定者名簿」を作成。(指定都市等を含む)
認定者名簿の管理	都道府県等は、認定者名簿を管理するに際して、個人情報の保護に十分留意して、安全かつ適切な措置を講ずるとともに、永年保存とし、修了証の再交付等に対応できる体制を整備。
修了証の再交付等	都道府県等は、認定を受けた者が、認定者名簿に記載された内容(氏名、現住所又は連絡先)に変更が生じたこと、又は修了証を紛失(又は汚損)したことの申し出があった際には、速やかに、修了証の再交付等の手続に対応。
認定の取消	都道府県等は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合、当該者の認定者名簿からの削除が可能。 ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合 ② 虐待等の禁止(基準第12条)に違反した場合 ③ 秘密保持義務(基準第16条第1項)に違反した場合 ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など

18

事項	主な内容
研修会参加費用	研修会参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者又は運営主体が負担。
費用	国は、都道府県等に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助。 (※)認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ経費及び研修会場までの旅費については、運営費に計上。

本ガイドラインの位置づけ

※ 本ガイドラインは、実施主体である都道府県等が認定資格研修を円滑に実施するために必要な研修内容や実施方法等を網羅的に規定したものであり、認定資格研修の一定の質の確保及び国全体としての一定の均質化を図ることを目的に、全国共通の基本的な指針として位置づけることとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として、「放課後児童支援員認定資格研修事業(都道府県認定資格研修ガイドライン)実施要綱」を平成27年5月21日付けで都道府県あて通知を発出。

認定の仕組み(都道府県等の事務の主な流れ)



19

実施方法(例)

【16科目×90分=1,440分(合計24時間)の場合】

(パターン①)1日90分の講義等を4科目(4コマ)[午前・午後]で計4日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目
10:00~10:30	ガイダンス			
10:30~12:00	講義・演習①	講義・演習⑤	講義・演習⑨	講義・演習⑬
昼食(12:00~13:00)				
13:00~14:30	講義・演習②	講義・演習⑥	講義・演習⑩	講義・演習⑭
休憩(14:30~14:40)				
14:40~16:10	講義・演習③	講義・演習⑦	講義・演習⑪	講義・演習⑮
休憩(16:10~16:20)				
16:20~17:50	講義・演習④	講義・演習⑧	講義・演習⑫	講義・演習⑯

(パターン②)1日90分の講義等を4科目(4コマ)[午前・午後]で2日間、2科目(2コマ)[午後のみ]で4日間、計6日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
10:00~10:30	ガイダンス					
10:30~12:00	講義・演習①	講義・演習⑤				
昼食(12:00~13:00)						
13:00~14:30	講義・演習②	講義・演習⑥	講義・演習⑨	講義・演習⑪	講義・演習⑯	講義・演習⑯
休憩(14:30~14:40)						
14:40~16:10	講義・演習③	講義・演習⑦	講義・演習⑩	講義・演習⑫	講義・演習⑯	講義・演習⑯
休憩(16:10~16:20)						
16:20~17:50	講義・演習④	講義・演習⑧				

(パターン③)1日90分の講義等を3科目(3コマ)[午後のみ]で4日間、2科目(2コマ)[午後のみ]で2日間、計6日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
12:30~13:00	ガイダンス					
13:00~14:30	講義・演習①	講義・演習④	講義・演習⑦	講義・演習⑩	講義・演習⑯	講義・演習⑯
休憩(14:30~14:40)						
14:40~16:10	講義・演習②	講義・演習⑤	講義・演習⑧	講義・演習⑪	講義・演習⑯	講義・演習⑯
休憩(16:10~16:20)						
16:20~17:50	講義・演習③	講義・演習⑥	講義・演習⑨	講義・演習⑫		

(パターン④)1日90分の講義・演習を2科目(2コマ)[午前のみ]で計8日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
8:30~9:00	ガイダンス							
9:00~10:30	講義・演習①	講義・演習③	講義・演習⑤	講義・演習⑦	講義・演習⑨	講義・演習⑪	講義・演習⑯	講義・演習⑯
休憩(10:30~10:40)								
10:40~12:10	講義・演習②	講義・演習④	講義・演習⑥	講義・演習⑧	講義・演習⑩	講義・演習⑫	講義・演習⑯	講義・演習⑯

20

放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修の項目・科目及び時間数

1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解【4.5時間(90分×3)】

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

2. 子どもを理解するための基礎知識【6.0時間(90分×4)】

- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援【4.5時間(90分×3)】

- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援

4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力【3時間(90分×2)】

- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応【3時間(90分×2)】

- ⑬ 子どもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能【3時間(90分×2)】

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

合計 24時間(16科目)

21

令和2年度 放課後児童支援員認定資格研修の実施状況

※厚生労働省調べ

1 研修の実施方法の状況 (都道府県・政令市・中核市数)

実施方法	令和2年度
都道府県等で直接実施	1
民間団体等に一部委託	51
計	52

注:全都道府県で実施、政令市3市、中核市2市で実施

委託先	令和2年度
NPO法人	16 (31.4%)
株式会社	17 (33.3%)
一般社団法人	3 (5.9%)
公益財団法人	3 (5.9%)
社会福祉法人	1 (2.0%)
その他の団体等	11 (21.6%)
計	51 (100.0%)

注:()内は、民間団体等に一部委託して実施している都道府県等数(51)に対する割合である。

2 研修の開催回数の状況 (都道府県・政令市・中核市数)

	令和2年度
1回	8 (15.4%)
2回	13 (25.0%)
3回	11 (21.2%)
4回	5 (9.6%)
5回	5 (9.6%)
6回	1 (1.9%)
7回	1 (1.9%)
8回	1 (1.9%)
9回	1 (1.9%)
10回以上	6 (11.5%)
計	52 (100.0%)

注:()内は、研修を実施している都道府県等(52)に対する割合である。

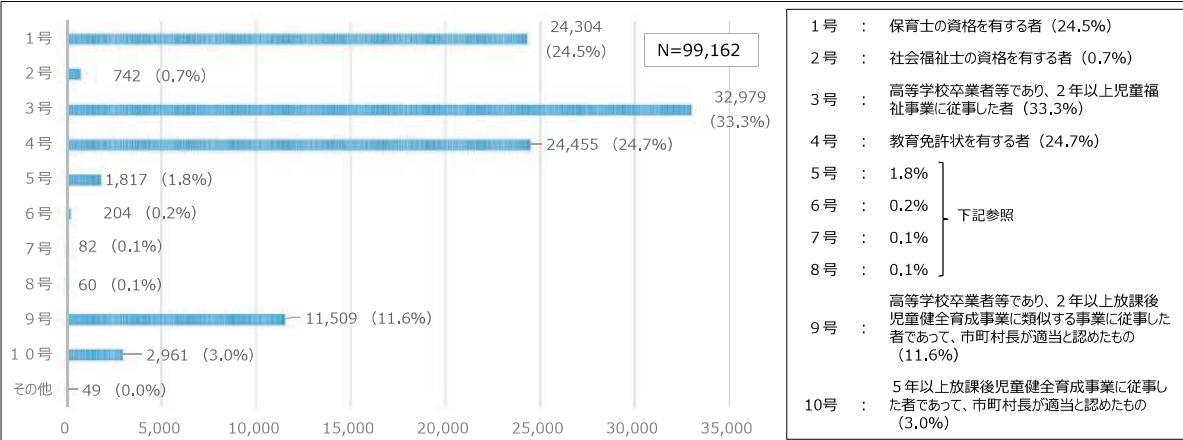
3 受講者数 14,732人 (令和元年度 23,167人)

22

放課後児童支援員の資格の状況について

- 放課後児童支援員は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条第3項各号のいずれかに該当する要件であって、都道府県知事又は指定都市・中核市長が行う研修を修了したものとしている。

<放課後児童支援員の資格の状況（令和3年5月1日現在）>※厚生労働省調査



放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条3項

- 一 保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第二百七号）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業者等」という。）であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 四 教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十七号）第四条に規定する免許状を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を得したことにより、同法第二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大ににおいて、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの
- 十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

23

放課後児童支援員等に係る研修の実施状況

※令和3年5月1日現在(厚生労働省調べ)

- 認定資格研修を受講した者の数

	令和3年	令和2年	増減
認定資格研修を修了した放課後児童支援員の数	90,790 (91.6%)	86,677 (90.4%)	4,113

注:()内は、市町村が条例によって定める基準における放課後児童支援員の人数(令和3年:99,162、令和2年:95,871)に対する割合である。

- 研修受講機会の提供状況

	令和3年	令和2年	増減
資質向上のための研修を実施している	26,072 (96.8%)	25,856 (97.1%)	216
職場内での教育訓練(OJT)を実施している	21,345 (79.3%)	21,136 (79.4%)	209
障害児受入のための研修を実施している	22,955 (85.3%)	22,932 (86.1%)	23

注:()内は全クラス数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

24

放課後児童健全育成事業を行う事業者の届出について

概要

- 児童福祉法の改正(平成24年8月)により、平成27年4月より、国、都道府県及び市町村以外の者が、放課後児童健全育成事業を行う場合、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出ることになった。

(※国、都道府県及び市町村以外の者には、実施主体である市町村から放課後児童健全育成事業の委託を受けた者も含まれる。)

届出の内容

- 「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」(平成27年厚生労働省令第17号)に基づき、あらかじめ届け出る事項は以下のとおりである。

【事業開始の届出】

- 1 事業の種類及び内容、 2 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 3 定款その他の基本約款、 4 運営規程、 5 職員の定数及び職務の内容、 6 主な職員の氏名及び経歴
- 7 事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地、 8 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面、 9 事業開始の予定年月日

※上記の届出を行う事業者は、収支予算書及び事業計画書についても提出(インターネットで閲覧できる場合を除く)。

- ✓ 上記事項の内容が変更になった場合、一ヶ月以内に届け出ることが必要。

【事業の廃止・休止の届出】

- 1 廃止又は休止しようとする年月日、 2 廃止又は休止の理由、 3 現に便宜を受けている児童に対する措置、
- 4 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

- 届出の様式については、「放課後児童健全育成事業の届出について」(平成27年3月13日付け雇児育発0313第13号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知)において様式例としてお示したところ。

25

放課後児童クラブの設置又は運営の促進について

児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

(保育所の設置又は運営の促進)

第五十六条の七(抄)

- 2 市町村は、必要に応じ、公有財産の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した放課後児童健全育成事業の実施を促進し、放課後児童健全育成事業に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

<趣旨>

- 保育の利用や放課後児童健全育成事業に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるため、市町村が必要に応じて、公有財産の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることを定めるものである。

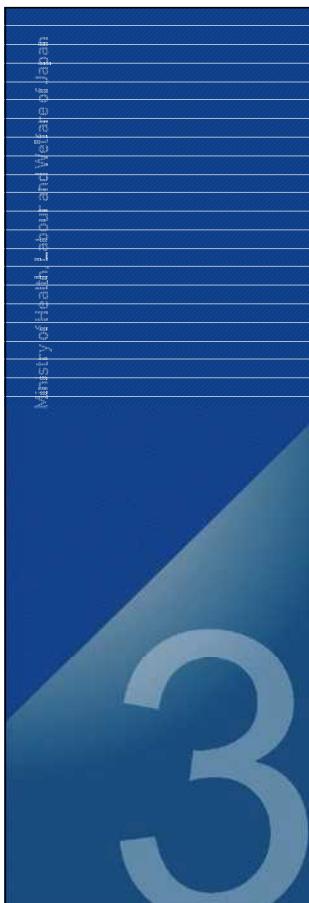
<第2項>

- 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、希望しても利用できない児童の増加など需要が年々増大している。このような状況の中、新たに創設された子ども・子育て支援法においては、市町村は事業計画を定め潜在的なニーズにも対応することになっており、また、児童福祉法では、対象者の定義を「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」に改正したところであり、放課後児童健全育成事業の実施にかかる供給を増大させる必要がある。

- 放課後児童クラブは家庭の代替機能としての生活の場であり、学校の余裕教室等の適切な環境での事業実施が望ましい。このため、保育所と同様に仕事と子育ての両立支援施策である放課後児童健全育成事業についても、自治体での供給量増大のため、市町村が積極的に関与して公有財産の活用を図り、事業の実施を促進させる必要がある。

- 以上より、放課後児童健全育成事業の実施に関し、公有財産の活用を図る規定を置くものである。

26



放課後児童クラブ運営指針について (平成27年3月31日策定・公表)



「放課後児童クラブ運営指針」策定の経緯及びポイント

策定の必要性

- 放課後児童クラブについては、平成19年に「放課後児童クラブガイドライン」を策定し、運営するに当たって必要な基本的事項を示すことで、各市町村における質の向上を図るための取組を進めてきたところである。
- 平成24年の児童福祉法の改正により、市町村は、国が省令で定める設備及び運営の基準を踏まえて条例で基準を定めなければならないこととされ、国において、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)」を策定し、全国的に一定水準の質の確保に向けた取組をより一層進めることとした。
- 平成27年4月からは、省令基準を踏まえて各市町村において策定される条例に基づき、放課後児童クラブが運営されることになるが、その運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中で子どもに保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性を確保していくことが必要である。
- このため、「放課後児童クラブガイドライン」を見直し、国として運営及び設備に関するより具体的な内容を定めた運営指針を新たに策定することとした。

策定の3つの視点

① 放課後児童クラブの運営実態の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確化

② 子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容を整理

③ 子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が子どもとのどのような視点で関わることが求められるのかという共通の認識を得るために必要となる内容を充実

省令基準及び運営指針に沿った一定水準の質を確保した放課後児童クラブの全国展開を図る

運営指針の4つのポイント

- ① 放課後児童クラブの特性である「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、その育成支援の基本的な考え方等を第1章の総則に新たに記載
- ② 児童期の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理するとともに、子どもの発達過程を踏まえて集団の中での子ども同士の関わりを大切にして育成支援を行う際の配慮すべき事項等を第2章に新たに記載
- ③ 放課後児童クラブにおける「育成支援」の具体的な内容を子どもの立場に立った観点から網羅的に記載するとともに、障害のある子どもや特に配慮を必要とする子どもへの対応については、より具体的な受入れに当たっての考え方や留意すべき点なども加味して、第3章に新たに記載
- ④ 運営主体が留意すべき点として、子どもや保護者の人権への配慮、個人情報や守秘義務の遵守及び事業内容の向上に関することなど、放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理等について、第7章に新たに記載

○「放課後児童クラブ運営指針」の策定に当たっては、国の調査委託事業の中で、見直しに関する委員会及びWGを設置して検討を行い、平成27年2月に報告書の提出を受け、本報告書の内容等を踏まえ、「放課後児童クラブ運営指針」を策定した。

委員会等のメンバーは、以下のとおり。
(五十音順、敬称略、◎は座長、○はWG座長、*はWGメンバー)

氏名	所属	氏名	所属
秋元 紀子*	文京区男女協働子育て支援部児童青少年課 湯島児童館 主査 育成室担当	佐藤 晃子*	九州産業大学非常勤講師
飯野 美伽*	目黒区子育て支援部子ども家庭課子ども家庭係 母子自立支援員・婦人相談員	田丸 敏高	福山市立大学教育学部児童教育学科教授
岡部 浩	千葉県浦安市こども部青少年課長	中川 一良*	社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館館長
尾木 まり*	有限会社エムアンドエムインク 子どもの領域研究所所長	○野中 賢治*	鎌倉女子大学非常勤講師
小野 さとみ*	東京都町田市南大谷学童保育クラブ 主任指導員 淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授	柳澤 邦夫	栃木県上三川町立北小学校長
◎柏女 霊峰		<事務局>	
		山岡 由加子*	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部福祉・労働課 上席課長

29

「放課後児童クラブ運営指針」の概要①

(平成27年3月31日策定・公表)

運営指針の構成

- 第1章から第7章までの構成で、放課後児童クラブにおける育成支援の内容や運営に関する留意すべき事項などを網羅的に記載し、運営していく上の基本的な事項を定めている。
- 各放課後児童クラブは、この運営指針を踏まえ、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めていく。

第1章 総則

放課後児童クラブ運営指針の趣旨と育成支援の基本的な考え方を示し、全体像を理解できる内容を規定

1. 総則
2. 放課後児童健全育成事業の役割
3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

第2章 事業の対象となる子どもの発達

児童期(6~12歳)の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理し、育成支援に当たって配慮すべき内容を規定

- 1.子どもの発達と児童期
- 2.児童期の発達の特徴
- 3.児童期の発達過程と発達領域
- 4.児童期の遊びと発達
- 5.子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

育成支援を行うに当たって子どもが主体的に過ごし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにしていくために必要となる援助の具体的な方法や障害のある子どもなどに適切に対応していくために留意すべきこと、保護者との信頼関係の構築などの内容を規定

1. 育成支援の内容
2. 障害のある子どもへの対応
3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応
4. 保護者との連携
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

第4章 放課後児童クラブの運営

省令基準に基づく職員体制や集団の規模等の具体的な内容を規定

1. 職員体制
2. 子どもの集団の規模
3. 開所時間及び閉所日
4. 利用の開始等に関する留意事項
5. 運営主体
6. 労働環境整備
7. 適正な会計管理及び情報公開

第5章 学校及び地域との関係

連携に当たっての情報交換等の必要性や方法等の内容を規定

1. 学校との連携
2. 保育所、幼稚園等との連携
3. 地域、関係機関との連携
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

省令基準に基づく施設及び設備の環境整備と感染症や事故などへの対応方法等の具体的な内容を規定

1. 施設及び設備
2. 衛生管理及び安全対策

運営主体の責務と放課後児童支援員等の倫理意識の自覚、研修等の事業内容向上の取組内容を規定

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
2. 要望及び苦情への対応
3. 事業内容向上への取り組み

30

「放課後児童クラブ運営指針」の概要②

運営指針の主な内容

第1章 総則

- 「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、その基本的考え方として、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図る。
- 放課後児童クラブの役割として、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進し、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

第2章 事業の対象となる子どもの発達

- 放課後児童クラブでは、放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようになることが求められるため、放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要である。
- 児童期の発達の主な特徴としては、
 - ・ ものや人に対する興味が広がり、その探求のために自らを律することができるようになる
 - ・ 学校、地域など子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験するようになる
 - ・ 集団や仲間で活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な侧面を発見できるようになる
- 児童期の発達過程は個人差が大きく、目安として、おむね6歳～8歳(低学年)、9歳～10歳(中学年)、11歳～12歳(高学年)の3つの時期に区分して捉え、その発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中での子ども同士の関わりを大切にして育成支援を行うことが求められる。

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

- 放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様な子ども達と一緒に過ごす場であり、放課後児童支援員等には、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。
- 育成支援に当たって、放課後児童支援員等に求められる主な内容は以下のとおり。
 - ①子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるようにする援助 ②子どもの出欠席と心身の状態を把握した適切な援助
 - ③子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする援助 ④日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする援助
 - ⑤子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする援助 ⑥子どもが自分の気持ちや意見を表現できるようにする援助
 - ⑦子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつの適切な提供
 - ⑧子どもが安全に安心して過ごすことができる環境の整備や緊急時に適切な対応ができるようにする援助
 - ⑨放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携した育成支援

31

「放課後児童クラブ運営指針」の概要③

- 障害のある子どもへの対応については、包容・参加(インクルージョン)の考え方方に立ち、放課後児童クラブを利用する機会が確保されるように適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受け入れに努めるとともに、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。
- 児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図らなければならない。
- 放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるよう努める。
- 子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、子どもの状況について家庭と情報を共有するとともに、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努める。

第4章 放課後児童クラブの運営

- 放課後児童クラブには、年齢や発達の状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置くこととし、その勤務時間については、子どもの受け入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要となる時間を前提として設定されることが求められる。
- 子ども集団の規模(支援の単位)は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おむね40人以下とする。
- 開所時間については、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、それ以外の日は1日につき3時間以上、開所日については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定するが、新1年生については、保育所との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。
- 運営主体は、利用を希望する保護者等に必要な情報を提供するとともに、新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。
- 運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。

第5章 学校及び地域との関係

- 子どもの生活の連続性を保障するために、学校との情報交換や情報共有、職員同士の交流等を、日常的、定期的に積極的に行い、その実施に当たっては、個人情報の保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。
- 新1年生の子どもの発達と生活の連続性を保障するために、保育所、幼稚園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。

32

「放課後児童クラブ運営指針」の概要④

- 放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員(主任児童委員)等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図るとともに、事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行う。
- 児童館の中で実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

- 放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要であり、その面積は、子ども1人につきおおむね1.65m²以上を確保し、室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することが求められる。
- 衛生及び安全が確保された設備を備え、生活に必要な備品、遊具及び図書を備える。また、日常の衛生管理に努め、医療品を備える。
- 事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行うとともに、その防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、放課後児童支援員等の間で共有する。
- おやつの提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。
- 運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行ななどして適切かつ迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止の措置や訓練などの対応を図る。

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

- 運営主体は、社会的信頼を得るとともに、法令を遵守し、子どもや保護者の人権に十分配慮しながら、一人ひとりの人格を尊重するなど、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む必要がある。
- 放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。
- 子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応し、その内容や対応について職員間で共有する。
- 放課後児童支援員等は、情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、育成支援に当たっての課題等について意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。
- 運営主体は、職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障するとともに、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定するなどに取り組んでいくことが求められる。
- 運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するよう努め、評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行なうことが求められるとともに、評価の結果については、職員間で共有し、事業内容の向上に生かす。

33

放課後児童クラブの現状について

4



放課後児童健全育成事業実施状況調査

概要

- 厚生労働省では、放課後児童クラブ数や利用登録している児童の数（登録児童数）などの状況を把握するための調査を毎年実施している。
- 例年5月1日時点の状況について把握している。（令和2年度のみ7月1日を基準日とした）

調査内容（一部）

- クラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、待機児童数
- 設置・運営主体、実施場所、専用区画、開所日数、開所・終了時刻
- 障害児受入、新1年生の受入開始状況
- 放課後児童支援員（人数、資格、配置状況等）
- 利用料、おやつ、記録、運営規程、会計管理
- 衛生管理・安全対策、苦情、研修機会、自己評価、第三者評価 等について調査している。

公開ページ

- https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/

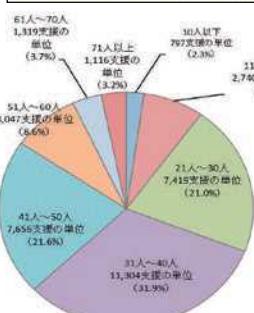
35

放課後児童クラブの現状①

※令和3年5月1日現在
(厚生労働省調)

○登録児童数の規模別の状況

登録児童数の人数規模別でみると、40人までの支援の単位が全体の約63%を占めている。



(参考) 令和2年



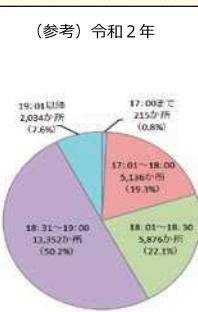
○終了時刻の状況（平日）

18時半を超えて開所しているクラブが全体の約60%を占めており、増加傾向にある。

(参考) 令和2年



(参考) 令和2年



○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約28%、学校敷地内での専用施設が約25%と小学校内での合計が約53%、児童館・児童センターが約9%である。



(参考) 令和2年



○学年別登録児童数の状況

低学年（小学1年生から小学3年生）及び高学年（小学4年生から小学6年生）の割合は、ほぼ横ばいとなっている。

(参考) 令和2年



(参考) 令和2年



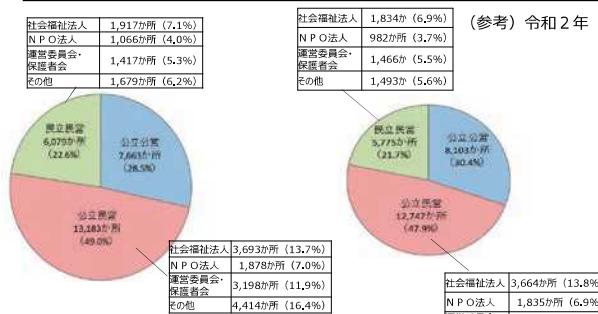
※「公的施設等」は、「公的施設利用」と「公有地専用施設」を指す。

放課後児童クラブの現状②

※令和3年5月1日現在
(厚生労働省調)

○設置・運営主体別実施状況

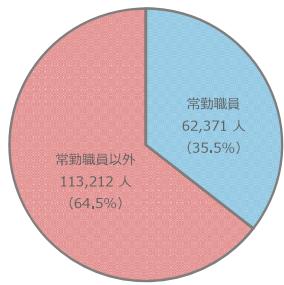
設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営が全体の約28%、公立民営のクラブが約49%、民立民営が約23%を占めている。



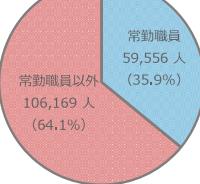
○放課後児童支援員等の状況

①雇用形態別の人数

常勤職員が全体の約36%を占める。

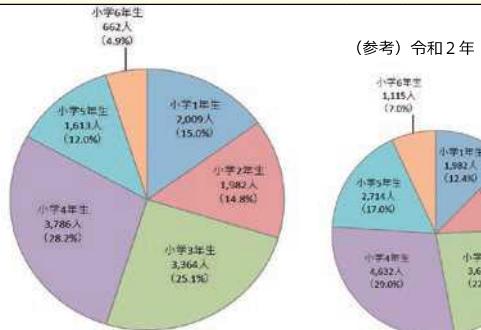


(参考) 令和2年



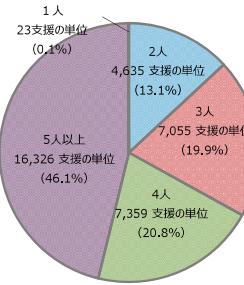
○待機児童数の学年別の状況

待機児童数の学年別の状況でみると、低学年（小学1年生から小学3年生）は 前年比で179人減少、高学年（小学4年生から小学6年生）は前年比で 2,400人減少した。

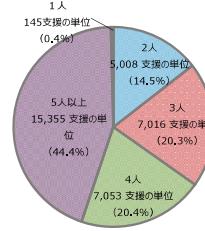


②支援の単位あたりの人数

5人以上従事しているところが全体の約46%を占める。



(参考) 令和2年



37

総合的な放課後児童対策について

新・放課後子ども総合プランの策定経緯と主な改正ポイント

策定の経緯

【平成19年3月14日 放課後子どもプラン策定】

【平成26年7月31日 放課後子ども総合プラン策定】（本プラン策定により、放課後子どもプラン廃止）

【平成28年6月2日 ニッポン一億総活躍プラン（閣議決定）】

追加的な受け皿整備を平成30年度末に前倒して実現するための方策を検討する。

【平成29年12月8日 新しい経済政策パッケージ（閣議決定）】

「放課後子ども総合プラン」に基づく2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を、来年度までに前倒しする。さらに、状況を踏まえ、その後の在り方について検討する。

【平成30年6月15日 経済財政運営と改革の基本方針2018（閣議決定）】

女性の就業率の上昇や保育ニーズの高まりを踏まえ、2023年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の更なる受け皿拡大や育成支援の内容の質の向上などを内容とする新たなプランを今夏に策定する。

平成30年9月14日 「新・放課後子ども総合プラン」の策定・公表（地方自治体に文科省、厚労省から通知）

主な改正ポイント

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備。（約122万人⇒約152万人）
- 国全体の目標に、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ることを追加。
- 「登下校防犯プラン」を踏まえ、来所・帰宅時の安全確保への取組を追加。
- 放課後等デイサービス事業との連携や同事業の実施に当たって学校施設の積極的な活用に関することを追加。

39

新・放課後子ども総合プラン

(2018(平成30)年9月14日公表)

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

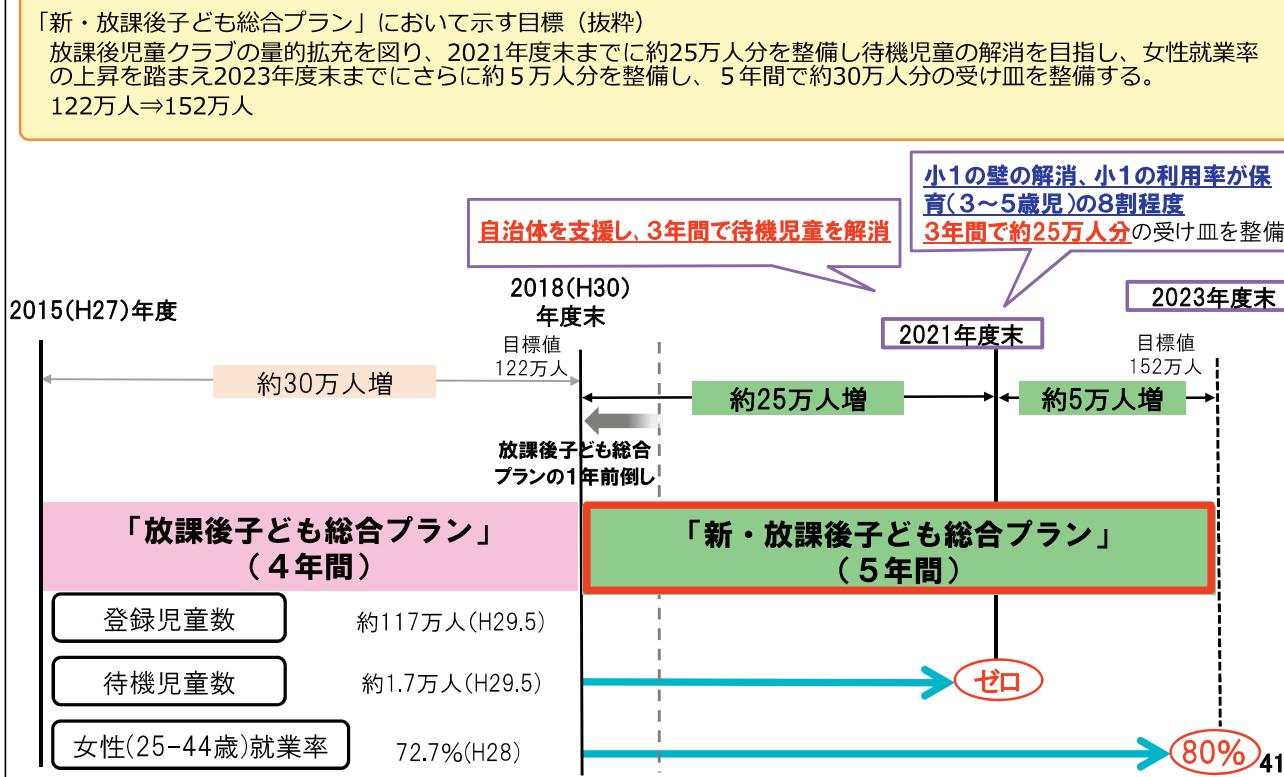
「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

40

放課後児童クラブの受け皿整備（「新・放課後子ども総合プラン」）

(2018(平成30)年9月14日公表)



一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の取組（ある自治体の例を参考に作成）

一体型とは

- 共働き家庭等も含めた全ての就学児童を対象に、共通の活動場所において多様な共通プログラムを実施
- 活動場所は学校の余裕教室や特別教室（家庭科室や理科室、ランチルーム等）、学校敷地内の専用施設等の安心・安全な活動場所を活用

一体型のイメージ

【学校の敷地内等にて実施】

※放課後子供教室については、各地域の実情等に応じて開催

総合的な放課後児童対策に向けて 放課後児童対策に関する専門委員会 中間とりまとめ(概要)

(平成30年7月27日 公表)

1. 子どもたちの放課後生活の重要性とその理念

(1)児童の権利に関する条約と改正児童福祉法の理念を踏まえた子どもの主体性を尊重した育成

- ✓ 放課後児童対策の中で、全ての子どもに対し「子どもの最善の利益」を保障していかなければならない。「子どもの最善の利益」を保障するには、放課後児童対策に関わる者のあり方も問われる。
- ✓ 子どもの主体性や自己決定力の尊重や育成が、児童の権利に関する条約の精神からみた育成観である。

(2)子どもの「生きる力」の育成

- ✓ 子どもの自主性、社会性や自立を育む観点に立ち、放課後生活と学校教育を通じてともに「生きる力」を育成することが必要である。

(3)地域共生社会を創出することのできる子どもの育成

- ✓ 地域社会を構成する一員として、人と人がつながり合い、多様性を許容できる子どもを育てていくことが求められる。そのために、子どもが地域に関わりをもって育つことが保障されなければならない。

→ 子どもが育つ場が多様に用意される必要があり、総合的な放課後児童対策の展開が求められる。

2. 放課後児童対策の歴史的推移と現状及びその課題

- 今後の放課後児童対策の方向性として、現行「放課後子ども総合プラン」を推進していく中で、地域の様々な施設を有機的に連携させ、どの地域の子どもも放課後に多様な体験が行えるようなあり方を目指すことが望ましい。
- 社会的・福祉的課題に対応した放課後の事業の必要性が、公営、民営如何にかかわらず高まっている。児童福祉法の理念に基づき、これらの事業に対してどのような支援のあり方が考えられるか、検討が求められる。
- 「児童館ガイドライン」に基づき、児童館の機能をより一層充実させていくことが期待される。
- 子どもと保護者が放課後の居場所を選べるよう、情報を提供することやその情報を提供しコーディネートする役割が必要があると考えられる。その際、放課後児童対策全般についての実態把握、情報公開、子どもの権利擁護等が今後の課題となる。

43

3. 放課後児童クラブの今後のあり方

(1)待機児童の解消（いわゆる「量の拡充」について）

- 女性の就業率の上昇等を踏まえたニーズを見込み、新たな整備目標を設定した上で、必要な受け皿整備を着実に進める必要がある。
- 「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブと放課後子供教室との「連携」又は「一体型」の実施において、学校施設に加え、今後は児童館や社会教育施設等を活用することも求められる。その際も、放課後児童クラブに通う子どもの生活の場としての機能を十分担保し、育成支援の環境に配慮する。
- 4年生以上の高学年児童の待機児童の解消方策として、放課後児童クラブの整備に加え、地域の中に多様な居場所を確保することが求められる。
- 放課後児童支援員を支援したり、その資質を高めるという観点から、専門的な知識や技能を持ったスーパーバイザー的な職員の配置を検討することも考えられる。

(2)質の確保

①放課後児童クラブに求められるもの

- 「放課後児童クラブ運営指針」が求める育成支援の内容を全ての放課後児童クラブで実現できるよう、放課後児童支援員の育成や資質の向上により一層取り組む必要がある。
(例)「運営指針解説書」を研修のテキストとして活用、運営指針に基づき育成支援を行っている事例の収集・公開等
- 放課後児童クラブの質の確保にあたって、情報公開の推進、自己評価とその公表、第三者評価の実施や子どもの安全確保の体制の整備は重要な視点である。
(例)自己評価の項目例作成、第三者評価の導入や具体的方法の検討等

②放課後児童支援員のあり方・研修について

- 放課後児童支援員は、放課後児童クラブにおいて子どもの「育成支援」を行う専門的な知識を有する者として置かれたものであり、様々な職務を担っている。放課後児童支援員の職務が確実に行われるよう、待遇改善が望まれる。
- 放課後児童クラブの整備に合わせ、その運営に必要な人数の放課後児童支援員を確保すると同時に、その方策について検討する必要がある。
- 放課後児童支援員認定資格研修について:経過措置が終了する2020年度以降のあり方を速やかに検討する必要がある。
- 放課後児童支援員資質向上研修について:研修体系の整理や研修内容の充実方策等について、今後検討すべきである。

44

社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会について

設置の趣旨：放課後児童クラブについては、女性就業率の上昇に伴い利用児童数が増加の一途にある中、量の拡充に加え、質の確保などのニーズへの対応等が課題となっている。こうした状況を踏まえ、今後の放課後児童クラブのあり方を含め、放課後児童対策について検討するため、社会保障審議会児童部会に「放課後児童対策に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

概要

1. 構成等

- (1) 専門委員会委員は右記参照のこと。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課において処理する。

2. 主な検討事項

- (1) 放課後児童対策について
- (2) その他

3. その他

- (1) 委員会は原則公開とする。

委員

氏名	所属
安部 芳絵	工学院大学 教育推進機構 准教授
池本 美香	株式会社日本総合研究所 上席主任研究員
植木 信一	新潟県立大学 人間生活学部 教授
小野 さとみ	特定非営利活動法人町田市学童保育クラブの会 金井学童保育クラブ 施設責任者兼放課後児童支援員
柏女 露峰	淑徳大学 総合福祉学部 教授
金藤 ふゆ子	文教大学 人間科学部 教授
光真坊 浩史	一般社団法人全国児童発達支援協議会 理事
清水 将之	淑徳大学短期大学部 こども学科 准教授
鈴木 安由美	静岡県健康福祉部こども未来局こども未来課 課長
鈴木 克昌	調布市子ども生活部児童青少年課 課長
田中 弘樹	砥部町子育て支援課 課長
水野 かおり	一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室参事
山田 和江	学童クラブ「清明っ子」代表兼放課後児童支援員
山野 則子	大阪公立大学現代社会システム科学研究科 教授

(敬称略、五十音順)
【注】◎は委員長

開催実績

第1回：平成29年11月8日 第2回：平成29年11月20日 第3回：平成29年12月4日 第4回：平成30年1月29日
第5回：平成30年2月8日 第6回：平成30年2月27日 第7回：平成30年3月19日 第8回：平成30年4月20日
第9回 平成30年5月15日 第10回：平成30年6月4日 中間とりまとめ 平成30年7月27日公表 第11回：令和4年6月30日

45

参考資料

- ・令和4年度予算について
- ・放課後児童クラブの第三者評価について
- ・こども家庭庁の設置について
- ・子育て支援員について

令和4年度予算について

47

放課後児童クラブ関係予算のポイント

令和3年度予算額 1,092億円 → 令和4年度予算額 1,065億円

子ども・子育て支援交付金 令和3年度 922億円 → 令和4年度予算 981億円
子ども・子育て支援整備交付金 令和3年度 170億円 → 令和4年度予算 84億円

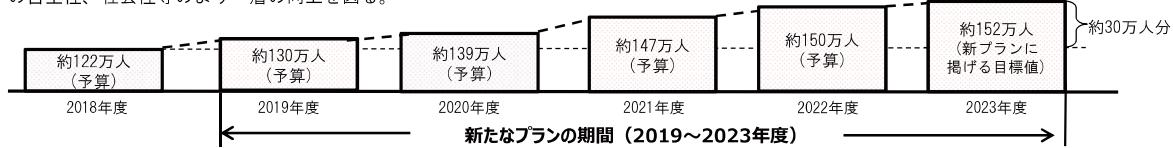
- 保護者が労働等により屋間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。

- 実施主体：市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる



新・放課後子ども総合プランについて

「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日策定）を踏まえ、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分（約122万人から約147万人）を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分（約122万人から約152万人）の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。



1. 運営費等（主な内容）

（1）放課後児童健全育成事業（運営費）

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

（2）放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

（3）放課後児童クラブ支援事業

- ① 障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要な経費に対する補助
- ② 待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助
- ③ 放課後児童クラブへの移動や帰宅する際の送迎支援に必要な経費に対する補助

（4）障害児受入強化推進事業等

（3）の①に加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

（5）放課後児童支援員の処遇改善

① 18:30を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助

② 放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助

（6）放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に開かれる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費に対する補助

2. 施設整備費（主な内容）

放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

<国庫補助率當上げ（平成28年度からの継続）>

公立の場合：（嵩上げ前）国1／3、都道府県1／3、市町村1／3
→（嵩上げ後）国2／3、都道府県1／6、市町村1／6

私立の場合：（嵩上げ前）国2／9、都道府県2／9、市町村2／9、社会福祉法人等1／3
→（嵩上げ後）国1／2、都道府県1／8、市町村1／8、社会福祉法人等1／2

3. 研修関係（主な内容）

（1）放課後児童支援員認定資格研修

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

（2）放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

4. その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）

I 子どもの居場所の確保

（1）放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない主として4年生以上の児童を対象に、児童館や公民館等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。

（2）小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

II 育成支援の内容の質の向上

（1）放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置（「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施）

利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

（2）放課後児童クラブの人材確保支援（「保育士・保育所支援センター設置運営事業」及び「保育人材等就職・交流支援事業」の中で実施）

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

5. 令和4年度予算における運営費の主な拡充内容

① 放課後児童支援員等に対する9,000円の処遇改善【新規】

放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置※を、令和4年10月以降も、引き続き実施する。※実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。

② 障害児受け入れ強化推進事業の拡充【拡充】

・障害児を6人以上8人以下受け入れる場合は現行の1名に加え、更に1名の職員を加配（計2名）、障害児9人以上受け入れる場合は現行の1名に加え、更に2名の職員を加配（計3名）できるよう補助単価を拡充する。
・医療的ケア児を受け入れる場合に、看護職員等が当該児童への付き添い等による送迎や病院への付き添い等を行った場合の補助を創設する。

【令和3年度補正予算における放課後児童クラブ予算の主な拡充内容】

① 放課後児童クラブで働く職員の収入の引上げ

放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置※を、令和4年2月から実施する。※実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。

② 放課後児童クラブの整備促進

放課後児童クラブの待機児童を早期に解消するため、待機児童が発生している市町村等における放課後児童クラブ整備の加速化を図る。

③ 放課後児童クラブ等における感染症拡大防止対策に係る支援等

放課後児童クラブ等において、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等や簡易な改修に必要な経費について補助を行う。
また、放課後児童クラブ等において、連絡帳の電子化やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備及び研修のオンライン化に係る費用を補助する。

（注）金額は令和4年度予算額（（ ）内は令和3年度予算額）

1. 運営費等 981億円（922億円）

※補助率：国1／3、都道府県1／3、市区町村1／3

（1）量的拡充

① 放課後児童健全育成事業（運営費）

（ア）事業内容

保護者が労働等により屋間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する費用の補助を行う。なお、地方分権一括法による従うべき基準の参照化に伴い、常時職員1名配置とする等のクラブについて、職員配置に応じた補助基準額を設定する。

（イ）補助基準額 ※それぞれ年間開所日数250日以上、児童数36～45人の場合

- （i）設置運営基準どおり放課後児童支援員等を配置した場合
補助基準額：4,676千円（4,672千円）
- （ii）放課後児童支援員1名のみの配置とした場合
補助基準額：3,942千円（3,940千円）
- （iii）職員複数配置かつ設置運営基準に基づく放課後児童支援員を配置しない場合
補助基準額：4,123千円（4,123千円）
- （iv）職員1名配置かつ設置運営基準に基づく放課後児童支援員を配置しない場合
補助基準額：3,300千円（3,300千円）

② 放課後子ども環境整備事業

ア 放課後児童クラブ設置促進事業

（ア）事業内容

放課後児童クラブ設置促進事業（小学校の余裕教室や民家・アパート等の既存施設の改修を行った上で、必要に応じ設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業）の補助を行う。

（イ）補助基準額：12,000千円（12,000千円）

子ども・子育て支援交付金（内閣府所管）：
1,748億円の内数（1,673億円の内数）

29

50

イ 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の推進

(ア) 事業内容

小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合には、放課後児童クラブ設置促進費及び放課後児童クラブ環境改善費に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。

[（※）次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

（イ）補助基準（加算）額：1,000千円（1,000千円）

ウ 幼稚園・認定こども園等の活用の促進

(ア) 事業内容

幼稚園、認定こども園等を活用して、放課後児童クラブの設置促進を図るために必要となる小学生向けの遊具等を購入等するための環境改善経費（設備の整備・修繕及び備品の購入）の補助を行う。

[（※）次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

（イ）補助基準額：5,000千円（5,000千円）

③ 放課後児童クラブ障害児受入推進事業

(ア) 事業内容

放課後児童クラブにおける障害児の受入れを推進するため、必要となる専門的知識等を有する職員の配置に要する経費の補助を行う。

（イ）補助基準額：1,956千円（1,956千円）

④ 放課後児童クラブ運営支援事業

ア 貸借料補助

(ア) 事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを平成27年度以降に新たに運営するためには必要な賃借料の補助を行う。

[（※）次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

（イ）補助基準額：3,066千円（3,066千円）

イ 移転関連費用補助

(ア) 事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等から、より広い場所に放課後児童クラブを移転して、受入児童数を増やすことができるよう、その移転に係る経費の補助を行う。

（イ）補助基準額：2,500千円（2,500千円）

ウ 土地借料補助

(ア) 事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の土地を活用して、放課後児童クラブを設置する際に必要な土地借料への補助を行う。

（イ）補助基準額：6,100千円（6,100千円）

（ウ）補助対象：施設整備費の対象となる市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人、株式会社、NPO法人等以外の民間団体等

⑤ 放課後児童クラブ送迎支援事業

(ア) 事業内容

授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うために必要な経費の補助を行う。

（イ）補助基準額：507千円（507千円）

(2) 質の向上

① 放課後児童支援員等処遇改善等事業

(ア) 事業内容

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育所の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所する放課後児童クラブにおいて、

(i) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等を行い、いずれかの業務に従事する職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な経費の補助を行う。

(ii) または、(i)に加え、地域との連携、協力等を行い、いずれかの業務に従事する職員を配置し、うち1名以上を常勤職員とする場合に、当該職員の賃金改善経費を含む常勤職員を配置するために必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額：(i) 1,678千円 (1,678千円) (ii) 3,158千円 (3,158千円)

② 障害児受入強化推進事業【新規、拡充】

(ア) 事業内容

障害児受入推進事業による職員1名の加配に加え、障害児3人以上の受入れを行う場合に、追加で職員1名を加配するための経費の補助を行うとともに、医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員（看護師等）の配置等に要する経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額

(i) 障害児を受け入れる場合

⑦ 障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 1,956千円 (1,956千円)

① 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合

職員1名を配置：1,956千円 (1,956千円) 職員2名を配置（拡充）：3,912千円 (1,956千円)

② 障害児を9人以上受け入れる場合

職員1名配置：1,956千円 (1,956千円) 職員2名を配置（拡充）：3,912千円 (1,956千円)

職員3名を配置（拡充）：5,868千円 (1,956千円)

(ii) 医療的ケア児を受け入れる場合

⑦ 看護職員等を配置：4,061千円 (4,029千円)

① 看護職員等が送迎支援等を実施（新規）：1,353千円 (一 千円)

53

③ 小規模放課後児童クラブ支援事業

(ア) 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の2人以上の配置を基本としているため、19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額：608千円 (608千円)

④ 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業

(ア) 事業内容

放課後児童クラブにおける要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者）の対応や関係機関との連携の強化等、保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う職員の配置に必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額：1,295千円 (1,294千円)

⑤ 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

(ア) 事業内容

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や子どもが学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額：1,444千円 (1,443千円)

⑥ 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

(ア) 事業内容

放課後児童クラブの育成支援の質の向上を図るために、第三者評価の受審に必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額：300千円 (300千円)

54

(3) その他（放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善）

○ 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

(ア) 事業内容

放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に必要な経費の補助を行う。

(i) 放課後児童支援員を対象に年額131千円（月額約1万円）

(ii) 経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を修了した者を対象に(i)と合わせて年額263千円（月額約2万円）

(iii) (ii)の条件を満たす経験年数が概ね10年以上の事業所長（マネジメント）的立場にある放課後児童支援員を対象に(ii)と合わせて年額394千円（月額約3万円）

(イ) 補助基準額：(i) 131千円（131千円） [1人当たり年額]

(ii) 263千円（263千円） [1人当たり年額]

(iii) 394千円（394千円） [1人当たり年額]

※1 支援の単位あたりの基準額は、919千円（919千円）を上限とする。

2. 放課後児童クラブ施設整備費 84億円（170億円）

市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。また、待機児童が発生している市区町村等における施設整備費の国庫補助率嵩上げを継続する。

① 実施主体：市区町村

② 補助対象事業者：市区町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人、株式会社、NPO法人等

③ 補助基準額：

ア 新・放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内の創設整備の場合 58,120千円（57,318千円）

[（※）次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

イ 上記以外の場合：29,060千円（28,659千円）

④ 補助率：

〔【公立の場合】国:1/3、都道府県1/3、市区町村1/3
【民立の場合】国:2/9、都道府県2/9、市区町村2/9、社会福祉法人等1/3〕

注：放課後児童クラブに待機児童が発生している場合等に、補助率の嵩上げを実施（平成28年度～）

〔【公立の場合】国:2/3、都道府県1/6、市区町村1/6
【民立の場合】国:1/2、都道府県1/8、市区町村1/8、社会福祉法人等1/4〕

3. 放課後児童対策の推進 9億円の内数（9億円の内数）

放課後の子どもの居場所の確保や、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上を図るなど、放課後児童対策を推進する。

I 子どもの居場所の確保

1. 児童館、公民館等の既存の社会資源を活用した放課後の子どもの居場所の確保

- 待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない主として4歳生以上の児童を対象に、児童館、公民館、塾、スポーツクラブ等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。

※実施主体：市区町村 補助基準額：1,042千円（1,042千円）【±0千円】 補助率：1／3

2. 小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保

- 地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

※実施主体：市区町村 補助基準額：1,042千円（1,042千円）【±0千円】 補助率：1／3

II 育成支援の内容の質の向上

1. 放課後児童クラブの質の向上【「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施】

- 利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する。

※実施主体：都道府県、市区町村 補助基準額：4,064千円（4,064千円）【±0千円】 補助率：1／2

2. 放課後児童支援員の人材確保【「保育士・保育所支援センター設置運営事業」及び「保育人材等就職・交流支援事業」の中で実施】

- 放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、放課後児童支援員として就労を希望する者に対し、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市区町村において就職相談等の支援を行う。

※実施主体：都道府県、市区町村 補助基準加算額：1,219千円（1,217千円）【+2千円】 補助率：1／2

57

4. 放課後児童支援員等研修関係 40億円の内数（44億円の内数）

（1）職員の資質向上・人材確保等研修事業

	放課後児童支援員認定資格研修事業	放課後児童支援員等資質向上研修事業
事業内容	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている都道府県知事等が行う研修（認定資格研修）を実施するために必要となる経費の補助を行う。	平成27年3月に取りまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理—放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめー」において、放課後児童支援員等の経験年数やスキルに応じた適時適切な研修体系にしていくことが、事業全体の質の向上を図る上でも必要とされていることから、都道府県等が現任の従事者向けの研修を実施するために必要な経費の補助を行う。
実施主体	都道府県、指定都市、中核市（一部委託可）	都道府県、市町村（特別区を含む。）（委託可）
補助基準額	厚生労働大臣が認めた額	厚生労働大臣が認めた額
補助率	国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／2	国1／2、都道府県・市区町村1／2
その他	放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。	放課後児童クラブに従事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上

（2）指導者養成等研修事業

○ 都道府県認定資格研修講師養成研修

（ア）事業内容

都道府県知事等が行う研修（認定資格研修）の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブに放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、全国をブロックに分けて本研修を実施する。

（イ）実施主体

国（民間団体に委託して実施）

58

放課後児童クラブにおける 第三者評価について

59

福祉サービス第三者評価基準（放課後児童クラブ版）について

基準発出の経緯

- 利用者本位の福祉を実現するため、事業者のサービスの質を向上させること、また、事業の透明性を確保し、利用者のサービス選択を容易にするために、事業者でも利用者でもない第三者の視点で評価を行うため、平成16年度より福祉サービス第三者評価制度が導入された。
- 社会保障審議会児童部会「放課後児童対策に関する専門委員会中間とりまとめ（平成30年7月）」では、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の質の確保の観点から、自己評価の項目例の策定や第三者評価を導入することが提言されている。
- これを受け、平成30年度から令和2年度にかけて、調査研究により、第三者評価の導入や評価基準等についての検討を実施した。
- 全国社会福祉協議会福祉サービスの質の向上推進委員会での議論を経て、令和3年3月に放課後児童クラブ版の福祉サービス第三者評価基準を策定し、発出した。（厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長連名通知）

第三者評価基準ガイドラインの構造

共通評価基準 全福祉施設等に共通の内容	44項目	内容評価基準 放課後児童クラブ独自の内容	18項目
<p>I 福祉サービスの基本方針と組織</p> <ol style="list-style-type: none">1. 理念・基本方針2. 経営状況の把握3. 事業計画の策定4. 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組 <p>II 組織の運営管理</p> <ol style="list-style-type: none">1. 管理者の責任とリーダーシップ2. 福祉人材の確保・育成3. 運営の透明性の確保4. 地域との交流、地域貢献 <p>III 適切な福祉サービスの実施</p> <ol style="list-style-type: none">1. 利用者本位の福祉サービス2. 福祉サービスの質の確保		<p>A-1 育成支援</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備(2) 放課後児童クラブにおける育成支援(3) 子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援(4) 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援(5) 適切なおやつや食事の提供(6) 安全と衛生の確保 <p>A-2 保護者・学校との連携</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 保護者との連携(2) 学校との連携 <p>A-3 子どもの権利擁護</p>	

60

放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

(子ども・子育て支援交付金 令和4年度予算：981億円の内数)

1. 事業目的

- 放課後児童健全育成事業を行う者における第三者評価の受審を推進するため、当該評価の受審に必要となる費用を補助することにより、放課後児童健全育成事業の質の向上を図り、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。

2. 事業内容

- 放課後児童健全育成事業を行う者が「放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインについて」（令和3年3月29日厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長連名通知）等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者評価機関による評価（市町村が委託等により行わせるものも含む。）を受審するために必要となる費用を補助する。

なお、受審結果についてはホームページ等により広く公表すること。

※ 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合に本事業の対象となること。

※ 第三者評価の受審は3年に一度程度を想定しており、同一の放課後児童健全育成事業を行う者に対しては、当該補助を行った年度から3年度間は再度の補助は行えないこと。

3. 実施主体

- 市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）とする。
- ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

4. 補助率

- 国1／3、都道府県1／3、市町村1／3

5. 令和4年度補助基準額

- 1クラブ当たり年額300千円

※ 本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

61

こども家庭庁の設置について

62

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針のポイント (こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について(令和3年12月21日閣議決定))

- 常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し。
- そのための新たな司令塔として、子ども家庭庁を創設。

今後のこども政策の基本理念

子どもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案

- ◆ こどもは保護者や社会の支えを受けながら自己を確立していく主体と認識し、保護すべきところは保護しつつ、**子どもの意見を年齢や発達段階に応じて政策に反映**。若者の社会参画の促進。
- ◆ 家庭が基盤。親の成長を支援することが子どものより良い成長につながる。**子育て当事者の意見を政策に反映**。
- ◆ 妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、療育、福祉、教育を提供。
- ◆ 安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験ができる、幸せな状態（Well-being）で成長できるよう、家庭、学校、職域、地域等が一体的に取り組み、全ての子どもが、施策対象として取り残されることなく、当事者として持続可能な社会の実現に参画できるよう支援。
- ◆ こども本人の福祉というだけにとどまらない我が国社会の持続可能性にも資するとの認識。

全ての子どもの健やかな成長、Well-beingの向上

誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援

子どもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援

待ちの支援から、予防的な関わりを強化とともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようブッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換

データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、P D C Aサイクル（評価・改善）

- ◆ こどもの困難は、子どもの要因、家庭の要因、家庭内の関係性の要因、環境の要因等、様々な要因が複合的に重なり合って表出。問題行動はこどもからのS O S。保護者自身にも支援が必要。
- ◆ 教育、福祉、保健、医療、雇用などに**関係する機関や団体が密接にネットワークを形成**し支援。18歳など特定の年齢で一律に区切ることなく、子どもや若者が円滑に社会生活を送ることができるようになるまで伴走。
- ◆ 地域における関係機関やN P O等の民間団体等が連携して、こどもにとって適切な場所に出向いてオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援（訪問支援）の充実。
- ◆ S N Sを活用したブッシュ型の情報発信の充実。

- ◆ 様々なデータや統計を活用するとともに、**こどもからの意見聴取などの定性的な事実も活用**し、個人情報を取り扱う場合にあってはこども本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、エビデンスに基づき多面的に政策を立案し、評価し、改善。

63

こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こども政策を更に強力に進めていくため、常に子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を第一に考え、**こどもまんなか社会の実現に向けて専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が必要**。
- ◆ 新たな行政組織として、こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、子どもの権利利益の擁護を**任務とする**こども家庭庁を創設。
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実。こども家庭庁と文部科学省が密接に連携。

こども家庭庁の基本姿勢

①子どもの視点、子育て当事者の視点

こどもや若者の意見を年齢や発達の程度に応じて政策に反映。子育て当事者の意見を政策に反映。

②地方自治体との連携強化

現場のニーズを踏まえた先進的な取組を横展開し、必要に応じ制度化。人事交流の推進。定期的な協議の場の設置。

③N P Oをはじめとする市民社会との積極的な対話・連携・協働

N P O等の様々な民間団体や、民生・児童委員、青少年相談員、保護司等とのネットワークの強化。民間人の積極登用。

強い司令塔機能

- ◆ 内閣総理大臣の直属の機関として、内閣府の外局に。
- ◆ これまで別々に担われてきた司令塔機能をこども家庭庁に一本化し、就学前の全ての子どもの育ちの保障や**全ての子どもの居場所づくりなどを主導する**。
- ◆ 各省大臣に対する**勧告権等を有する**こども政策を担当する内閣府特命担当大臣を**必置化**。
- ◆ 別々に運営されてきた総理を長とする閣僚会議を**一体的に運営**。
- ◆ 別々に作成・推進されてきた大綱を**一体的に作成・推進**。

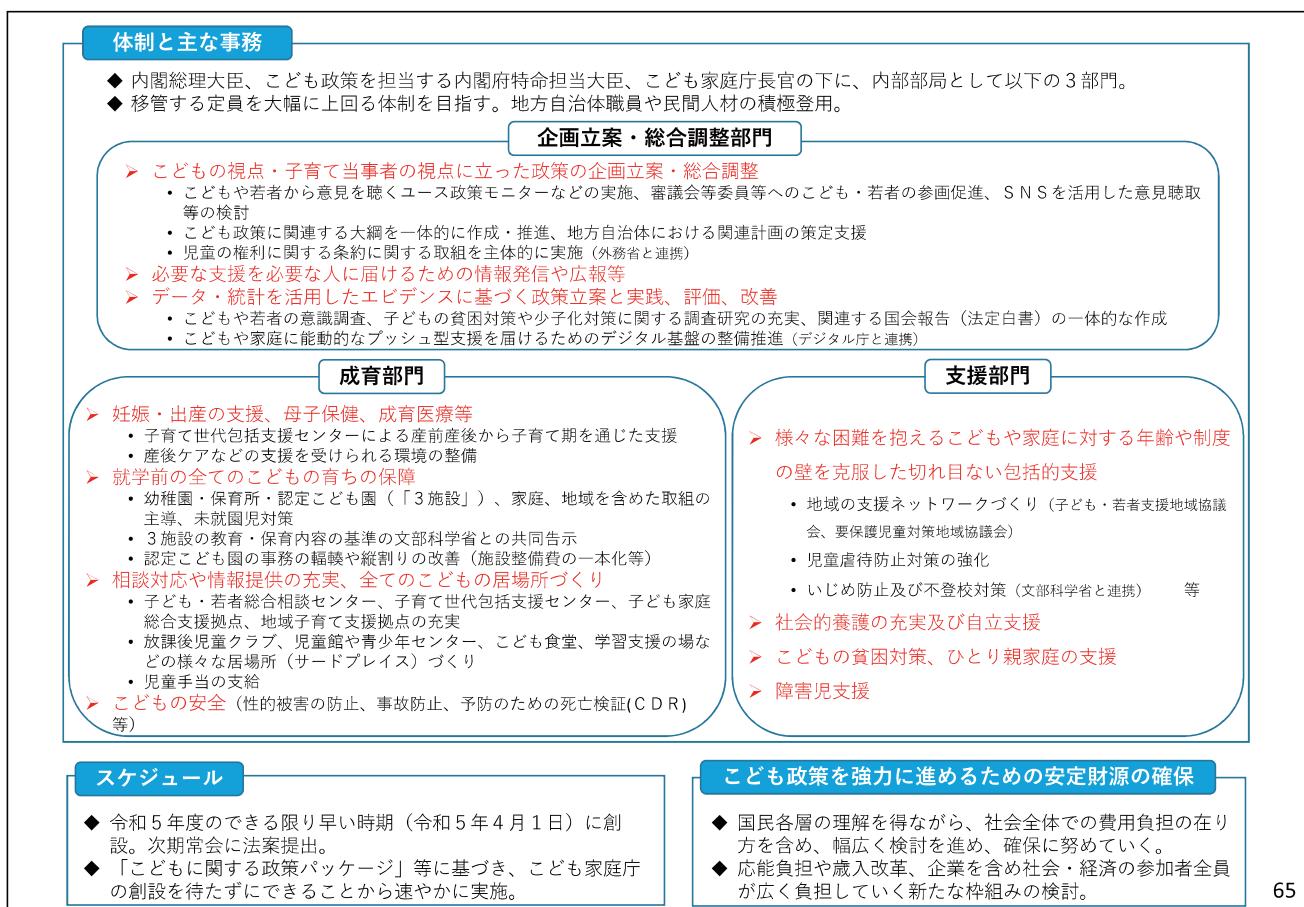
法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主として子どもの権利利益の擁護、子どもや家庭の福祉・保健等の支援を目的とするものは移管。
- ◆ 子どもの権利利益の擁護、子どもや家庭の福祉・保健等の支援とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管。
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整。

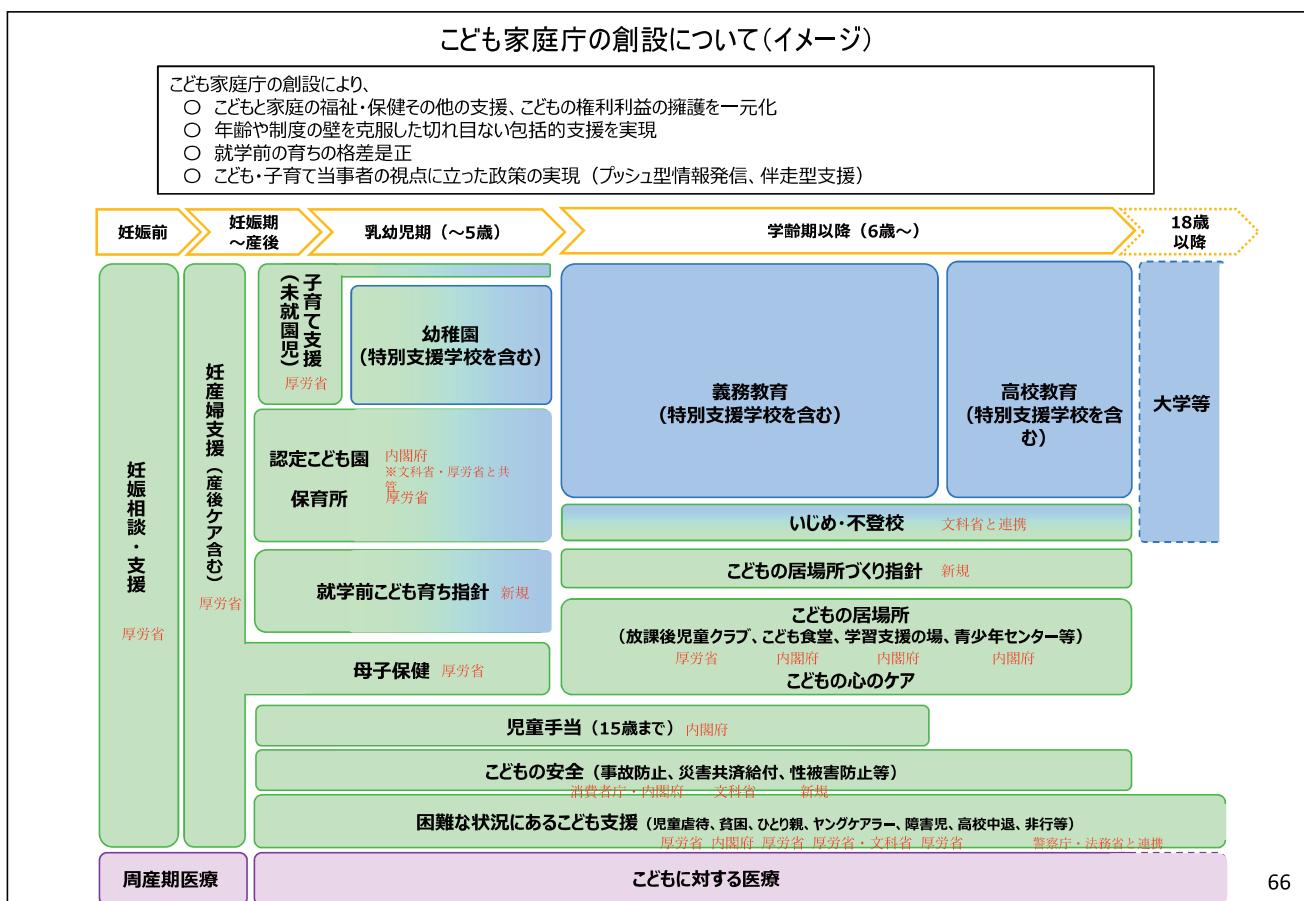
新規の政策課題や隙間事案への対応

- ◆ こども政策に関し他省に属しない事務を担い、各省庁の間で抜け落ちることがないよう**必要な取組**を行うとともに、**新規の政策課題**に取り組む。

64



65



66

新型コロナウイルス感染症に関する放課後児童クラブの対応

67

新型コロナウイルス感染症に関する放課後児童クラブの対応

(令和2年)	
1月31日	「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」 →入国規制の地域から帰国した子ども等については、放課後児童クラブの利用を控えるよう要請。また、咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等の感染対策の重要性を周知。(順次入国規制の地図を更新。)
2月18日	「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」 →都道府県等は必要であると判断した場合、市区町村に対し、放課後児童クラブの臨時休業等を要請。 (また、都道府県等から要請がない場合でも、市区町村は必要な臨時休園等を行うことが可能。) →2/25に第二報として、感染した子どもが放課後児童クラブを利用していた場合、市区町村は速やかに臨時休業を判断するよう依頼。
2月27日	「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関する保育所等の対応について」 →学校が一斉休業を行なう中において、放課後児童クラブについて、感染の予防に留意した上で、原則として開所するよう依頼。
3月2日	「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関する放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について」 →放課後児童クラブの業務に学校の教員が携わるごとに、学校において子どもを預かるごとに子ども居場所の確保を促すとともに、学校の空き教室や放課後子供教室等の一層の活用等について依頼。
3月24日	「小学校等の教育活動の再開に伴う放課後児童クラブの対応について（依頼）」 →小学校等の教育活動の再開を受けて、4月以降の放課後児童クラブの取組方策（感染症対策、学校施設の活用等）を周知
4月7日	「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」 →緊急事態宣言の発出を受けて、規模を縮小して開所すること、臨時休業を検討することや医療従事者等の子どもの預かりが必要な場合の対応について検討すること等を依頼。
5月14日	「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について」 →緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除がされた後も、原則開所としつつ、これまでと同様に、一定期間、感染防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して市町村の要請に基づき子どもの通所自粛をお願いしたり、子どもや職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合には、市区町村において臨時休業を検討していただきたい旨周知。
(令和3年)	
1月7日	「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について（周知）」 →緊急事態宣言の発出を受けて、今般の緊急事態宣言は「社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限する」ものであり「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」（令和2年4月7日）は適用しないこと、感染防止対策を徹底し原則開所していただきたい旨周知。
4月23日	「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について（周知）」 →緊急事態宣言の発出を受けて、今般の緊急事態宣言は「社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限する」ものであり「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」（令和2年4月7日）は適用しないこと、感染防止対策を徹底し原則開所していただきたい旨周知。

放課後児童クラブ等における学校の臨時休業等に伴う対応に対する財政支援

令和4年度予算

(子ども・子育て支援交付金(内閣府所管))

①小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援

- 新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校の臨時休業に伴い、午前中から放課後児童クラブを開所する等を行った場合に、追加で生じる費用について財政支援を行う。

補助基準額	・小学校の臨時休業に伴い、午前中から運営する場合に補助 ≥1支援・1日当たり、計32,000円の申請が可能 ・小学校の臨時休業に伴い、支援の単位を新たに設けて運営する場合に補助 ≥1支援・1日当たり、計62,000円の申請が可能 ※その他小学校の臨時休業に伴い、午前中から障害児や医療的ケア児を受け入れる場合の補助あり ※保護者負担は求めないこととする
補助率	国1／3

②放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援

- 市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために放課後児童クラブを臨時休業させた場合等、市区町村が保護者へ返却する日割り利用料について財政支援を行う。

補助基準額	1人・1日当たり500円
補助率	国1／3

③ファミリー・サポート・センター事業の利用料にかかる財政支援

- 小学校の臨時休業等に伴い、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用料について、減免を行った場合に生じる費用について財政支援を行う。

補助基準額	1日・1人当たり6,400円
補助率	国1／3

69

子育て支援員研修について

「子育て支援員」研修について

趣旨

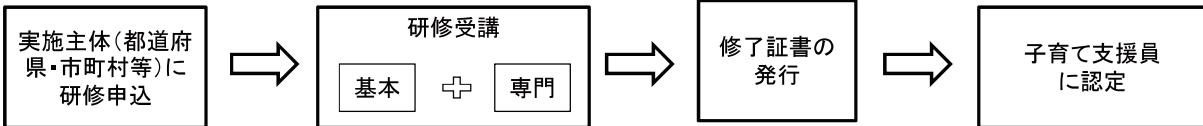
- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関する必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

「子育て支援員」とは

- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」(以下「修了証書」という。)の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援など子ども・子育て分野に従事

研修受講から認定までの流れ



71

子育て支援員専門研修（放課後児童コース）のカリキュラム

専門研修（放課後児童コース）カリキュラムの設定等に当たっての基本的な考え方

- 放課後児童支援員の業務を補助員も全般にわたり基本的に担うという考え方を基本として、科目設定を考える。
- 放課後児童支援員の認定資格研修の研修項目・科目を幅広く取り入れて、全体をコンパクトにして設定する。
- 以前子育てをした、教育を受けた価値観にとらわれることなく支援者として関わっていただくことが重要であり、新たな子ども観や子育て環境の変化などを理解してもらうような科目設定を考える。
- 一般の方が主な対象となる子育て支援員の研修であるため、受講しやすさを考慮してハードルは高くせずに分かりやすい内容の科目設定を考える。
- 見学実習は、研修項目・科目の一つには設定しないが、他の科目の中で、DVDや写真等を活用して具体的な内容を伝えていく工夫を実施主体に促していく。
- 実施主体は、原則として都道府県(都道府県が専門研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に一部委託も可)又は都道府県知事の指定した研修事業者とする。

72

